令和６年２月２０日招集

第１回狭山市議会定例会議案

目　　　　　　　　　　次

議案番号	件　　　　　　　　　　名	ページ
第　１　号	専決処分の承認を求めることについて （令和５年度狭山市一般会計補正予算（第８号））	１
第　２　号	専決処分の承認を求めることについて （令和５年度狭山市一般会計補正予算（第９号））	３
第　３　号	狭山市副市長の選任について	５
第　４　号	狭山市農業委員会委員の任命について	７
第　５　号	狭山市農業委員会委員の任命について	９
第　６　号	狭山市農業委員会委員の任命について	１１
第　７　号	狭山市農業委員会委員の任命について	１３
第　８　号	狭山市農業委員会委員の任命について	１５
第　９　号	狭山市農業委員会委員の任命について	１７
第１０号	狭山市農業委員会委員の任命について	１９
第１１号	狭山市農業委員会委員の任命について	２１
第１２号	狭山市農業委員会委員の任命について	２３
第１３号	狭山市農業委員会委員の任命について	２５
第１４号	狭山市農業委員会委員の任命について	２７
第１５号	狭山市農業委員会委員の任命について	２９
第１６号	狭山市農業委員会委員の任命について	３１
第１７号	狭山市農業委員会委員の任命について	３３
第１８号	狭山市固定資産評価審査委員会委員の選任について	３５
第１９号	狭山市固定資産評価審査委員会委員の選任について	３７
第２０号	狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例	３９
第２１号	狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例	４５
第２２号	狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例	４７
第２３号	狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例	４９
第２４号	狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	５１
第２５号	狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	５３
第２６号	狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例	５５

第２７号	狭山市介護保険条例の一部を改正する条例	５７
第２８号	狭山市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例	６１
第２９号	狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例	６３
第３０号	狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例	６５
第３１号	狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例	６７
第３２号	令和５年度狭山市一般会計補正予算（第１０号）	６９
第３３号	令和５年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）	７１
第３４号	令和５年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第３号）	７３
第３５号	令和５年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）	７５
第３６号	令和６年度狭山市一般会計予算	７７
第３７号	令和６年度狭山市国民健康保険特別会計予算	７９
第３８号	令和６年度狭山市介護保険特別会計予算	８１
第３９号	令和６年度狭山市後期高齢者医療特別会計予算	８３
第４０号	令和６年度狭山市水道事業会計予算	８５
第４１号	令和６年度狭山市下水道事業会計予算	８７
第４２号	市道路線の認定について	８９
第４３号	市道路線の認定について	９１
第４４号	市道路線の廃止について	９３

議案第１号

専決処分の承認を求めることについて

令和５年度狭山市一般会計補正予算（第８号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

別紙

専　　決　　処　　分　　書

　次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

　　　令和５年度狭山市一般会計補正予算（第８号）

　補正予算別冊のとおり

　　令和６年１月２２日

　　　　　　　狭山市長　小谷野　　剛

令和５年度狭山市一般会計補正予算（第８号）

令和５年度狭山市一般会計の補正予算（第８号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ４４，４１２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５，４８５，７１６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16　国庫支出金		10,328,444	44,412	10,372,856
	1　国庫負担金	6,526,958	44,412	6,571,370
歳入合計		55,441,304	44,412	55,485,716

歳　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補　正　額	計
4　衛 生 費		4,900,039	44,412	4,944,451
	1　保健衛生費	2,844,028	44,412	2,888,440
歳　出　合　計		55,441,304	44,412	55,485,716

議案第２号

専決処分の承認を求めることについて

令和５年度狭山市一般会計補正予算（第９号）について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、その承認を求める。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

別紙

専　決　処　分　書

次の事項について、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第１７９条第１項の規定により、専決処分する。

令和５年度狭山市一般会計補正予算（第９号）

補正予算別冊のとおり

令和６年１月３０日

狭山市長　小谷野　　剛

令和５年度狭山市一般会計補正予算（第９号）

令和５年度狭山市一般会計の補正予算（第９号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３７１，６５２千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５，８５７，３６８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
16　国庫支出金		10,372,856	371,652	10,744,508
	2　国庫補助金	3,764,810	371,652	4,136,462
歳入合計		55,485,716	371,652	55,857,368

歳　出

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補　　正　　額	計
3　民 生 費		25,464,152	371,652	25,835,804
	1　社会福祉費	12,563,616	371,652	12,935,268
歳　出　合　計		55,485,716	371,652	55,857,368

議案第３号

狭山市副市長の選任について

下記の者を狭山市副市長に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　吉　田　　敦
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市副市長吉田敦氏は、令和６年３月３１日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、地方自治法第１６２条の規定により、この案を提出するものである。

議案第４号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　落　合　房　子
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員落合房子氏は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第５号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　　(略)
氏　　名　　浅　見　誠　次
生年月日　　　　　(略)

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員浅見誠次氏は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第６号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　仲　川　知　範
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員仲川知範氏は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第７号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　増　田　棟　順
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員増田棟順氏は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第８号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　増　田　　茂
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員増田茂氏は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第９号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　渡　邉　隆　夫
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員渡邉隆夫氏は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１０号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　安　藤　千　鶴
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、新たに安藤千鶴氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１１号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　大　野　博　文
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、新たに大野博文氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１２号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　齋　藤　栄　一
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、新たに齋藤栄一氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１３号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　　（略）
氏　　名　　堀　口　一　男
生年月日　　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、新たに堀口一男氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１４号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　清　水　芳　則
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、新たに清水芳則氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１５号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　森　田　依見子
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、新たに森田依見子氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１６号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　室　岡　芳　浩
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、新たに室岡芳浩氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１７号

狭山市農業委員会委員の任命について

下記の者を狭山市農業委員会委員に任命したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　下　村　辰　次
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市農業委員会委員は、令和６年４月３０日をもって任期満了となるが、新たに下村辰次氏を任命することについて議会の同意を得たいので、農業委員会等に関する法律第８条第１項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１８号

狭山市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を狭山市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　清　水　七都子
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市固定資産評価審査委員会委員清水七都子氏は、令和６年３月３１日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、この案を提出するものである。

議案第１９号

狭山市固定資産評価審査委員会委員の選任について

下記の者を狭山市固定資産評価審査委員会委員に選任したいので、議会の同意を求める。

記

住　　所　　　　（略）
氏　　名　　古　谷　貢　男
生年月日　　　　（略）

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

狭山市固定資産評価審査委員会委員古谷貢男氏は、令和６年３月３１日をもって任期満了となるが、同氏を再任することについて議会の同意を得たいので、地方税法第４２３条第３項の規定により、この案を提出するものである。

議案第２０号

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例

狭山市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例（平成２７年条例第２８号）の一部を次のように改正する。

第４条第１項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に改め、同条第３項中「法別表第２の第２欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第４欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に改め、同項ただし書中「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

別表第２の１の項を次のように改める。

１　市長	生活保護法の規定に準じて行う生活に困窮する外国人に対する生活保護の措置に関する事務であって規則で定めるもの	健康保険法（大正１１年法律第７０号）、船員保険法（昭和１４年法律第７３号）、私立学校教職員共済法（昭和２８年法律第２４５号）、国家公務員共済組合法（昭和３３年法律第１２８号）、国民健康保険法（昭和３３年法律第１９２号）、地方公務員等共済組合法（昭和３７年法律第１５２号）又は高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）による医療に関する給付の支給又は保険料の徴収に関する情報（以下「医療保険給付関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		雇用保険法（昭和４９年法律第１１６号）による給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		職業訓練の実施等による特定求職者の就職の支援に関する法律（平成２３年法律第４７号）による職業訓練受講給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童福祉法（昭和２２年法律第１６４号）による小児慢性特定疾病医療費若しくは障害児入所給付費の支給又は療育の給付に関する情報であって規則で定めるもの
		母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和３９年法律第１２９号）による資金の貸付け又は給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成１７年法律第１２３号）による自立支援給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		難病の患者に対する医療等に関する法律（平成２６年法律第５０号）による特定医療費の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		生活保護法による保護の実施又は就労自立給付金若しくは進学準備給付金の支給に関する情報（以下「生活保護関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		児童扶養手当法（昭和３６年法律第２３８号）による児童扶養手当の支

		給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別児童扶養手当等の支給に関する法律（昭和３９年法律第１３４号）による特別児童扶養手当、障害児福祉手当若しくは特別障害者手当又は国民年金法等の一部を改正する法律（昭和６０年法律第３４号）附則第９７条第１項の福祉手当の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		地方税法（昭和２５年法律第２２６号）その他の地方税に関する法律に基づく条例の規定により算定した税額又はその算定の基礎となる事項に関する情報（以下「地方税関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		母子保健法（昭和４０年法律第１４１号）による養育医療の給付又は養育医療に要する費用の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		児童手当法（昭和４６年法律第７３号）による児童手当又は特例給付の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		介護保険法（平成９年法律第１２３号）による保険給付の支給、地域支援事業の実施又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		国民年金法（昭和３４年法律第１４１号）、私立学校教職員共済法、厚生

		年金保険法（昭和２９年法律第１１５号）、国家公務員共済組合法又は地方公務員等共済組合法による年金である給付の支給又は保険料の徴収に関する情報であって規則で定めるもの
		特定障害者に対する特別障害給付金の支給に関する法律（平成１６年法律第１６６号）による特別障害給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		年金生活者支援給付金の支給に関する法律（平成２４年法律第１０２号）による年金生活者支援給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの
		特別支援学校への就学奨励に関する法律（昭和２９年法律第１４４号）による特別支援学校への就学のため必要な経費の支弁に関する情報であって規則で定めるもの
		学校保健安全法（昭和３３年法律第５６号）による医療に要する費用についての援助に関する情報であって規則で定めるもの
		労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和４１年法律第１３２号）による職業転換給付金の支給に関する情報であって規則で定めるもの

		地方公務員災害補償法（昭和４２年法律第１２１号）による公務上の災害又は通勤による災害に対する補償に関する情報であって規則で定めるもの
		中国残留邦人等支援給付等の支給に関する情報（以下「中国残留邦人等支援給付等関係情報」という。）であって規則で定めるもの
		公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律（令和３年法律第３８号）第３条第３項第１号から第３号までに規定する事項であって規則で定めるもの

別表第２の２の項中「住民票関係情報」を「住民基本台帳法（昭和４２年法律第８１号）第７条第４号に規定する事項（以下「住民票関係情報」という。）」に、「障害者関係情報」を「身体障害者福祉法（昭和２４年法律第２８３号）による身体障害者手帳、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和２５年法律第１２３号）による精神障害者保健福祉手帳又は知的障害者福祉法（昭和３５年法律第３７号）にいう知的障害者に関する情報（以下「障害者関係情報」という。）」に改め、同表４の項中「（平成１７年法律第１２３号）」を削る。

附　則

この条例は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和５年法律第４８号）の施行の日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第２１号

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例の一部を改正する条例

狭山市職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例（平成７年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第１４条第２項第２０号中「７月から９月まで」を「６月から１０月まで」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

国家公務員の特別休暇制度の改正に鑑み、夏季休暇の対象期間を拡大したいので、この案を提出するものである。

議案第２２号

狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市会計年度任用職員の報酬等に関する条例（令和元年条例第８号）の一部を次のように改正する。

第２条第１項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第９項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

第４条（見出しを含む。）中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改める。

第６条第１項中「及び期末手当」を「、期末手当及び勤勉手当」に改め、同条第７項中「期末手当」の次に「及び勤勉手当」を加える。

附　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　狭山市職員の育児休業等に関する条例（平成４年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第５条の３第２項中「（地方公務員法（昭和２５年法律第２６１号）第２２条の２第１項に規定する会計年度任用職員を除く。）」を削る。

第６条中「地方公務員法」の次に「（昭和２５年法律第２６１号）」を加える。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

地方自治法の改正等に鑑み、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第２３号

狭山市事務手数料条例の一部を改正する条例

狭山市事務手数料条例（昭和５１年条例第１号）の一部を次のように改正する。

別表２７の項中「第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「戸籍証明書」に改め、同表中５９の項を６１の項とし、３３の項から５８の項までを２項ずつ繰り下げ、同表３２の項中「書類」の次に「又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容を表示したもの」を加え、同項を同表３４の項とし、同表３１の項中「又は」を「、」に改め、「ついての証明書」の次に「又は同法第１２０条の６第１項の規定に基づく届書等情報の内容についての証明書」を加え、同項を同表３３の項とし、同表中３０の項を３１の項とし、同項の次に次のように加える。

３２	戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく除籍電子証明書提供用識別符号の発行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により除籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る除籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び除籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る除籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該除籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する除かれた戸籍の謄本若しくは抄本又は除籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	７００円

別表２９の項中「第１２０条第１項」の次に「、第１２０条の２第１項」を加え、「磁気ディスクをもつて調製された除かれた戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面」を「除籍証明書」に改め、同項を同表３０の項とし、同表２８の項の次に次のように加える。

２９	戸籍法第１２０条の３第２項の規定に基づく戸籍電子証明書提供用識別符号の発	４００円

	行（情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成１４年法律第１５１号）第７条第１項の規定により同法第６条第１項に規定する電子情報処理組織を使用する方法（総務省令で定めるものに限る。以下この項において同じ。）により戸籍電子証明書提供用識別符号の発行を行う場合（当該発行に係る戸籍電子証明書の請求が同条第１項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用する方法により行われた場合に限る。）における当該発行及び戸籍電子証明書提供用識別符号の発行に係る戸籍電子証明書の請求を行う者が同時に当該戸籍電子証明書が証明する事項と同一の事項を証明する戸籍の謄本若しくは抄本又は戸籍証明書の請求を行う場合における当該発行を除く。）	

附　則

この条例は、令和６年３月１日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

戸籍法の改正に伴い、戸籍証明書等の広域交付等に係る手数料を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第２４号

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１３号）の一部を次のように改正する。

第２５条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第２５号

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

狭山市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成２６年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１５条第１項第２号中「同条第１１項」を「同条第１０項」に改め、同項第４号中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

第３５条第３項中「同条第１号又は第２号」を「同号又は同条第２号」に改め、「、「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同条第２号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と」を削る。

第３６条第３項中「第６条第２項中」の次に「「特定教育・保育施設（認定こども園又は幼稚園に限る。以下この項において同じ。）」とあるのは「特定教育・保育施設（特別利用教育を提供している施設に限る。以下この項において同じ。）」と、」を加え、「第１３条第２項」を「「同号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」とあるのは「同条第１号に掲げる小学校就学前子どもの区分に係る利用定員の数」と、第１３条第２項」に改める。

第４４条中「厚生労働大臣」を「内閣総理大臣」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第２６号

狭山市心身障害者医療費支給条例の一部を改正する条例

狭山市心身障害者医療費支給条例（昭和４９年条例第２号）の一部を次のように改正する。

第３条第１項第１号中クをコとし、イからキまでをエからケまでとし、アの次に次のように加える。

イ　他の市町村から援護を受け、介護保険法（平成９年法律第１２３号）第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者

ウ　他の市町村長が老人福祉法（昭和３８年法律第１３３号）第１１条第１項第１号の規定により、同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

第３条第１項中第１１号を第１３号とし、第３号から第１０号までを２号ずつ繰り下げ、第２号の次に次の２号を加える。

（３）本市から援護を受け、本市の区域外に設置されている介護保険法第８条第１１項に規定する特定施設に入居し、又は同条第２５項に規定する介護保険施設に入所している者

（４）市長が老人福祉法第１１条第１項第１号の規定により、本市の区域外に設置されている同法第２０条の４に規定する養護老人ホームに入所を委託している者

附　則

１　この条例は、公布の日から施行する。

２　改正後の第３条第１項第１号イ及びウ、第３号並びに第４号の規定は、令和５年４月１日以後に当該施設に入居し、又は入所した者について適用し、同日前に当該施設に入居し、又は入所した者については、なお従前の例による。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の改正に伴い、心身障害者医療費の支給対象者に係る規定を改めたいので、この案を提出するものである。

議案第２７号

狭山市介護保険条例の一部を改正する条例

狭山市介護保険条例（平成１２年条例第３０号）の一部を次のように改正する。

第４条を次のように改める。

（保険料率）

第４条　令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、次の各号に掲げる第１号被保険者の区分に応じそれぞれ当該各号に定める額とする。

（１）介護保険法施行令（平成１０年政令第４１２号。以下「令」という。）第３８条第１項第１号に掲げる者　３万７１３円

（２）令第３８条第１項第２号に掲げる者　４万６，２３８円

（３）令第３８条第１項第３号に掲げる者　４万６，５７５円

（４）令第３８条第１項第４号に掲げる者　６万７５０円

（５）令第３８条第１項第５号に掲げる者　６万７，５００円

（６）令第３８条第１項第６号に掲げる者　８万１，０００円

（７）令第３８条第１項第７号に掲げる者　８万７，７５０円

（８）令第３８条第１項第８号に掲げる者　１０万１，２５０円

（９）令第３８条第１項第９号に掲げる者　１１万４，７５０円

（１０）令第３８条第１項第１０号に掲げる者　１２万８，２５０円

（１１）令第３８条第１項第１１号に掲げる者　１４万１，７５０円

（１２）令第３８条第１項第１２号に掲げる者　１５万５，２５０円

（１３）令第３８条第１項第１３号に掲げる者　１６万２，０００円

２　令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第６号の基準所得金額は、同条第６項の規定に基づく介護保険法施行規則（平成１１年厚生省令第３６号。以下「施行規則」という。）第１４３条の規定にかかわらず、１２５万円とする。

３　令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第８号の基準所得金額は、同条第８項の規定に基づく施行規則第１４３条の３の規定にかかわらず、５００万円とする。

４　令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第９号の基準所得金額は、同条第９項第１号の規定にかかわらず、８００万円とする。

５　令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第１０号の基準所得金額は、同条第９項第２号の規定にかかわらず、１，０００万円とする。

６　令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第１１号の基準所得金額は、同条第９項第３号の規定にかかわらず、１，２００万円とする。

７　令和６年度から令和８年度までの令第３８条第１項第１２号の基準所得金額は、同条第９項第４号の規定にかかわらず、１，５００万円とする。

８　第１項第１号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率は、同号の規定にかかわらず、１万９，２３８円とする。

９　前項の規定は、第１項第２号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、前項中「１万９，２３８円」とあるのは、「３万２，７３８円」と読み替えるものとする。

１０　第８項の規定は、第１項第３号に掲げる第１号被保険者についての保険料の減額賦課に係る令和６年度から令和８年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第８項中「１万９，２３８円」とあるのは、「４万６，２３８円」と読み替えるものとする。

第７条第３項中「第３９条第１項第１号イ」を「第３８条第１項第１号イ」に、「若しくは第５号ロ又は第４条第１項第６号イ、第７号イ、第８号イ、第９号イ、第１０号イ若しくは第１１号イ」を「、第５号ロ、第６号ロ、第７号ロ、第８号ロ、第９号ロ、第１０号ロ、第１１号ロ又は第１２号ロ」に、「令第３９条第１項第１号から第５号まで又は第４条第１項第６号から第１１号まで」を「同項第１号から第１２号まで」に改める。

附　則

１　この条例は、令和６年４月１日から施行する。

２　改正後の第４条及び第７条第３項の規定は、令和６年度以後の年度分の保険料について適用し、令和５年度分までの保険料については、なお従前の例による。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

介護保険事業に係る保険給付の円滑な実施を図るため、第１号被保険者の保険料率を改定し、及び介護保険法施行令の改正に伴い、新たに保険料率の段階を定めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第２８号

狭山市空家等の適正管理に関する条例の一部を改正する条例

狭山市空家等の適正管理に関する条例（平成２９年条例第１６号）の一部を次のように改正する。

第８条第１項中「第７条第１項」を「第８条第１項」に改める。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

空家等対策の推進に関する特別措置法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第２９号

狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

狭山市水道事業及び下水道事業の設置等に関する条例（昭和４１年条例第２５号）の一部を次のように改正する。

第３条第２項第１号中「別表のとおり」を「狭山市の全域」に改め、同項第２号中「１７万３，２００人」を「１４万７，１００人」に改め、同項第３号中「８万５，０００立方メートル」を「５万４，３００立方メートル」に改める。

第６条中「第２４３条の２の２第８項」を「第２４３条の２の８第８項」に改める。

別表を削る。

附　則

この条例は、公布の日から施行する。ただし、第６条の改正規定は、令和６年４月１日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

航空自衛隊入間基地への給水を実施するため、給水区域に係る規定を改めるとともに、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第３０号

狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

狭山市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和４２年条例第１４号）の一部を次のように改正する。

第１８条第１項中「、第６条の２及び第１４条」を「及び第６条の２」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

地方自治法の改正等に鑑み、会計年度任用職員に勤勉手当を支給するため、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第３１号

狭山市水道事業給水条例の一部を改正する条例

狭山市水道事業給水条例（平成１０年条例第３号）の一部を次のように改正する。

第２条第２号中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

附　則

この条例は、令和６年４月１日から施行する。

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

水道法の改正に伴い、所要の改正をしたいので、この案を提出するものである。

議案第３２号

令和５年度狭山市一般会計補正予算（第１０号）

補正予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和５年度狭山市一般会計補正予算（第１０号）

令和５年度狭山市一般会計の補正予算（第１０号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第１条　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ２５９，０９６千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ５５，５９８，２７２千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第１表　歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１３条第１項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第２表　繰越明許費」による。

（地方債の補正）

第３条　地方債の変更及び廃止は、「第３表　地方債補正」による。

第１表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補　正　額	計
12　地方交付税		3,875,258	289,065	4,164,323
	1　地方交付税	3,875,258	289,065	4,164,323
16　国庫支出金		10,744,508	128,327	10,872,835
	1　国庫負担金	6,571,370	171,345	6,742,715
	2　国庫補助金	4,136,462	△43,018	4,093,444
17　県支出金		3,592,437	58,862	3,651,299
	1　県負担金	2,498,616	66,083	2,564,699
	2　県補助金	736,094	△7,221	728,873
19　寄 附 金		170,000	0	170,000
	1　寄 附 金	170,000	0	170,000
20　繰 入 金		3,974,940	△146,600	3,828,340
	2　基金繰入金	3,721,731	△146,600	3,575,131
22　諸 収 入		1,283,874	2,050	1,285,924
	6　雑　　入	698,654	2,050	700,704
23　市　　債		1,802,520	△590,800	1,211,720
	1　市　　債	1,802,520	△590,800	1,211,720
歳　入　合　計		55,857,368	△259,096	55,598,272

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　総務費		8,116,588	278,246	8,394,834
	1　総務管理費	6,908,256	261,276	7,169,532
	2　徴税費	559,261	11,990	571,251
	3　戸籍住民基本台帳費	384,521	4,980	389,501
3　民生費		25,835,804	307,830	26,143,634
	1　社会福祉費	12,935,268	31,287	12,966,555
	2　児童福祉費	10,633,162	197,522	10,830,684
	3　生活保護費	2,260,332	79,021	2,339,353
4　衛生費		4,944,451	7,515	4,951,966
	1　保健衛生費	2,888,440	7,515	2,895,955
6　農林水産業費		186,675	△4,730	181,945
	1　農業費	186,675	△4,730	181,945
8　土木費		4,360,300	△63,316	4,296,984
	2　道路橋りよう費	910,883	△7,146	903,737
	3　都市計画費	3,117,263	△56,170	3,061,093
10　教育費		4,957,943	△784,641	4,173,302
	1　教育総務費	791,939	0	791,939
	2　小学校費	897,010	△8,059	888,951
	3　中学校費	1,232,241	△772,582	459,659
	5　社会教育費	753,694	△4,000	749,694
歳出合計		55,857,368	△259,096	55,598,272

第２表　繰越明許費

（単位：千円）

款	項	事　業　名	金　　額
２　総務費	２　徴　税　費	物価高騰重点支援事業 （市民税課）	１１，９９０
	３　戸籍住民基本台帳費	戸籍管理事業	２５，３４４
		住民基本台帳管理事業	１３，８８５
３　民生費	１　社会福祉費	物価高騰重点支援事業 （福祉政策課）	４８９，３３６
４　衛生費	１　保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業	１，９８５
		新型コロナウイルスワクチン接種事業	６０，０００
８　土木費	２　道路橋りよう費	道路改良事業	１，３２０
	３　都市計画費	入曽駅周辺整備事業	６４６，１０８
		狭山市駅加佐志線整備事業	１０９，５１８
１０　教育費	５　社会教育費	指定文化財管理事業	１，２２０

第３表　地方債補正

変　更

（単位：千円）

起債の目的	区分	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
入曽駅周辺整備事業費	補正前	425,000	普通貸借 又は 証券発行	４．０％以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
	補正後	340,400	同　上	同　上	同　上
小学校校舎空調設備改修事業費	補正前	14,700	同　上	同　上	同　上
	補正後	33,500	同　上	同　上	同　上

廃　止

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
中学校校舎等改修事業費	525,000	普通貸借 又は 証券発行	４．０％以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。

議案第３３号

令和５年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

補正予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和５年度狭山市国民健康保険特別会計補正予算（第２号）

令和５年度狭山市国民健康保険特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ６３７，９４１千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１５，３９９，２４８千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
3　県支出金		11,496,946	△711,672	10,785,274
	1　県補助金	11,496,946	△711,672	10,785,274
5　繰入金		1,340,699	73,731	1,414,430
	1　他会計繰入金	1,000,000	0	1,000,000
	2　基金繰入金	340,699	73,731	414,430
歳入合計		16,037,189	△637,941	15,399,248

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　保険給付費		11,379,088	△708,708	10,670,380
	1　療養諸費	9,901,123	△627,247	9,273,876
	2　高額療養費	1,431,350	△81,461	1,349,889
3　国民健康保険事業費納付金		4,170,857	0	4,170,857
	1　医療給付費分	2,764,282	0	2,764,282
	2　後期高齢者支援金等分	1,054,053	0	1,054,053
	3　介護納付金分	352,522	0	352,522
5　保健事業費		160,798	△2,964	157,834
	1　保健事業費	160,798	△2,964	157,834
8　諸支出金		22,671	73,731	96,402
	1　償還金及び還付加算金	22,670	73,731	96,401
歳出合計		16,037,189	△637,941	15,399,248

議案第３４号

令和５年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第３号）

補正予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和５年度狭山市介護保険特別会計補正予算（第３号）

令和５年度狭山市介護保険特別会計の補正予算（第３号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ３，７２０千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ１３，１３４，５４６千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　国庫支出金		2,211,464	320	2,211,784
	2　国庫補助金	113,071	320	113,391
6　繰 入 金		2,396,043	3,400	2,399,443
	1　他会計繰入金	1,832,043	3,400	1,835,443
歳入合計		13,130,826	3,720	13,134,546

歳　出

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　保険給付費		11,968,631	166	11,968,797
	1　サービス給付費	11,068,393	166	11,068,559
4　基金積立金		403,244	3,400	406,644
	1　基金積立金	403,244	3,400	406,644
6　諸支出金		373,255	154	373,409
	4　利用者負担軽減支援事業費	0	154	154
歳出合計		13,130,826	3,720	13,134,546

議案第３５号

令和５年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

補正予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和５年度狭山市後期高齢者医療特別会計補正予算（第２号）

令和５年度狭山市後期高齢者医療特別会計の補正予算（第２号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

１　歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ９，９３０千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ２，７７５，１１７千円とする。

２　歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「別表　歳入歳出予算補正」による。

別表　歳入歳出予算補正

歳　入

（単位：千円）

款	項	補正前の額	補正額	計
2　繰入金		427,331	△9,930	417,401
	1　一般会計繰入金	427,331	△9,930	417,401
歳入合計		2,785,047	△9,930	2,775,117

歳　出

（単位：千円）

款	項	補 正 前 の 額	補　　正　　額	計
2　後期高齢者医療広域連合納付金		2,709,903	△9,930	2,699,973
	1　後期高齢者医療広域連合納付金	2,709,903	△9,930	2,699,973
歳　出　合　計		2,785,047	△9,930	2,775,117

議案第３６号

令和６年度狭山市一般会計予算

予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和６年度狭山市一般会計予算

令和６年度狭山市一般会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ５３，５４７，０００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第１表　歳入歳出予算」による。

（債務負担行為）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２１４条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第２表　債務負担行為」による。

（地方債）

第３条　地方自治法第２３０条第１項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第３表　地方債」による。

（一時借入金）

第４条　地方自治法第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、３，０００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第５条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、各項に計上した給料、職員手当等及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

第１表　歳入歳出予算

歳　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 市　　税		21,906,094
	1 市 民 税	9,731,800
	2 固定資産税	9,766,228
	3 軽自動車税	357,250
	4 市たばこ税	995,000
	5 都市計画税	1,055,816
2 地方譲与税		322,000
	1 自動車重量譲与税	230,000
	2 地方揮発油譲与税	75,000
	3 森林環境譲与税	17,000
3 利子割交付金		7,500
	1 利子割交付金	7,500
4 配当割交付金		100,000
	1 配当割交付金	100,000
5 株式等譲渡所得割交付金		170,000
	1 株式等譲渡所得割交付金	170,000
6 法人事業税交付金		300,000
	1 法人事業税交付金	300,000
7 地方消費税交付金		3,455,000
	1 地方消費税交付金	3,455,000
8 ゴルフ場利用税交付金		34,000
	1 ゴルフ場利用税交付金	34,000
9 環境性能割交付金		75,000
	1 環境性能割交付金	75,000
10 国有提供施設等所在市町村助成交付金等		630,000
	1 国有提供施設等所在市町村助成交付金等	630,000
11 地方特例交付金		174,456
	1 地方特例交付金	160,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	14,456
12 地方交付税		3,930,000
	1 地方交付税	3,930,000
13 交通安全対策特別交付金		15,000
	1 交通安全対策特別交付金	15,000

（単位：千円）

款	項	金　額
14 分担金及び負担金		170,156
	1 負 担 金	170,156
15 使用料及び手数料		865,260
	1 使 用 料	593,675
	2 手 数 料	271,585
16 国庫支出金		7,973,456
	1 国庫負担金	6,610,028
	2 国庫補助金	1,330,660
	3 国庫委託金	32,768
17 県支出金		3,766,167
	1 県負担金	2,678,524
	2 県補助金	832,388
	3 県委託金	255,255
18 財産収入		178,367
	1 財産運用収入	134,117
	2 財産売払収入	44,250
19 寄 附 金		170,000
	1 寄 附 金	170,000
20 繰 入 金		4,299,099
	1 特別会計繰入金	70,663
	2 基金繰入金	4,228,436
21 繰 越 金		600,000
	1 繰 越 金	600,000
22 諸 収 入		1,256,245
	1 延滞金、加算金及び過料	27,801
	2 市預金利子	6
	3 貸付金元利収入	341,985
	4 受託事業収入	129,233
	5 収益事業収入	70,000
	6 雑　　入	687,220
23 市　　債		3,149,200
	1 市　　債	3,149,200
歳　入　合　計		53,547,000

歳　出

（単位：千円）

款	項	金　　額
1 議 会 費		315,409
	1 議 会 費	315,409
2 総 務 費		5,822,617
	1 総務管理費	4,770,854
	2 徴 税 費	578,716
	3 戸籍住民基本台帳費	382,131
	4 選 挙 費	31,697
	5 統計調査費	21,421
	6 監査委員費	37,798
3 民 生 費		23,945,625
	1 社会福祉費	11,031,418
	2 児童福祉費	10,573,003
	3 生活保護費	2,280,162
	4 災害救助費	61,042
4 衛 生 費		4,045,702
	1 保健衛生費	1,884,948
	2 清 掃 費	2,160,754
5 労 働 費		19,422
	1 労働諸費	19,422
6 農林水産業費		187,403
	1 農 業 費	187,403
7 商 工 費		720,875
	1 商 工 費	720,875
8 土 木 費		6,974,725
	1 土木管理費	192,461
	2 道路橋りよう費	984,336
	3 都市計画費	5,557,142
	4 住 宅 費	240,786
9 消 防 費		2,130,753
	1 消 防 費	2,130,753
10 教 育 費		5,333,096
	1 教育総務費	902,788
	2 小学校費	767,568

（単位：千円）

款	項	金　　額
	3 中学校費	1,340,836
	4 幼稚園費	127,028
	5 社会教育費	893,424
	6 保健体育費	1,301,452
11 公 債 費		3,951,373
	1 公 債 費	3,951,373
12 予 備 費		100,000
	1 予 備 費	100,000
歳　出　合　計		53,547,000

第２表　債務負担行為

（単位：千円）

事　　　　項	期　　間	限　　度　　額
総合計画策定支援業務委託料	令和　６年度から 令和　７年度まで	９，０００
住居表示管理システム導入委託料	令和　６年度から 令和　７年度まで	６，９９６
包括的支援事業システム使用料	令和　６年度から 令和１０年度まで	１５，８４０
立地適正化計画策定委託料	令和　６年度から 令和　７年度まで	１０，０００
狭山市駅加佐志線調整池及び久保川調節池整備事業費	令和　６年度から 令和　８年度まで	２３９，４００
教育振興基本計画策定支援業務委託料	令和　６年度から 令和　７年度まで	５，７２０
移動図書館車更新事業費	令和　６年度から 令和　７年度まで	２９，５００

第３表　地方債

（単位：千円）

起債の目的	限度額	起債の方法	利　　率	償還の方法
財産管理事業費	1,700	普通貸借 又は 証券発行	４．０％以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
庁用車管理事業費	2,900	同　　上	同　　上	同　　上
市庁舎設備等改修事業費	54,700	同　　上	同　　上	同　　上
旧水野保育所解体事業費	117,200	同　　上	同　　上	同　　上

議案第３７号

令和６年度狭山市国民健康保険特別会計予算

予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和６年度狭山市国民健康保険特別会計予算

令和６年度狭山市国民健康保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１５，２２８，９００千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、６００，０００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

別表　歳入歳出予算

歳　入　（単位：千円）

款	項	金　額
1 国民健康保険税		3,029,176
	1 国民健康保険税	3,029,176
2 国庫支出金		100
	1 国庫補助金	100
3 県支出金		11,069,216
	1 県補助金	11,069,216
4 財産収入		50
	1 財産運用収入	50
5 繰 入 金		1,077,457
	1 他会計繰入金	952,157
	2 基金繰入金	125,300
6 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
7 諸 収 入		52,900
	1 延滞金、加算金及び過料	40,005
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	891
	4 雑　入	12,003
歳入合計		15,228,900

歳　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 総 務 費		129,553
	1 総務管理費	112,430
	2 徴 税 費	16,093
	3 運営協議会費	139
	4 高額療養費貸付金	500
	5 出産費資金貸付金	391
2 保険給付費		10,953,907
	1 療養諸費	9,507,892
	2 高額療養費	1,397,500
	3 移 送 費	200
	4 出産育児諸費	35,015
	5 葬祭諸費	13,000
	6 傷病手当金諸費	300
3 国民健康保険事業費納付金		3,975,001
	1 医療給付費分	2,637,362
	2 後期高齢者支援金等分	1,003,749
	3 介護納付金分	333,890
4 共同事業拠出金		1
	1 共同事業拠出金	1
5 保健事業費		147,716
	1 保健事業費	147,716
6 基金積立金		51
	1 基金積立金	51
7 公 債 費		1,000
	1 一般公債費	1,000
8 諸支出金		11,671
	1 償還金及び還付加算金	11,670
	2 繰 出 金	1
9 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳　出　合　計		15,228,900

議案第３８号

令和６年度狭山市介護保険特別会計予算

予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和６年度狭山市介護保険特別会計予算

令和６年度狭山市介護保険特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

第１条　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ１３，５７４，７５４千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表　歳入歳出予算」による。

（一時借入金）

第２条　地方自治法（昭和２２年法律第６７号）第２３５条の３第２項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、１，１００，３００千円と定める。

（歳出予算の流用）

第３条　地方自治法第２２０条第２項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、保険給付費の各項に計上された予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用とする。

別表　歳入歳出予算

歳　入　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 保 険 料		3,234,990
	1 介護保険料	3,234,990
2 国庫支出金		2,456,331
	1 国庫負担金	2,278,107
	2 国庫補助金	178,224
3 県支出金		1,963,421
	1 県負担金	1,924,600
	2 県補助金	38,821
4 支払基金交付金		3,549,256
	1 支払基金交付金	3,549,256
5 財産収入		400
	1 財産運用収入	400
6 繰 入 金		2,370,050
	1 他会計繰入金	2,020,050
	2 基金繰入金	350,000
7 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
8 諸 収 入		305
	1 延滞金、加算金及び過料	2
	2 市預金利子	1
	3 貸付金元利収入	300
	4 雑　　入	2
歳　入　合　計		13,574,754

歳　出　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　（単位：千円）

款	項	金　額
1 総 務 費		235,548
	1 総務管理費	78,593
	2 徴 収 費	5,000
	3 介護認定審査会費	151,955
2 保険給付費		12,990,053
	1 サービス給付費	12,020,096
	2 審査支払手数料	9,893
	3 高額介護サービス等費	405,068
	4 高額医療合算介護サービス等費	55,966
	5 市町村特別給付費	58,650
	6 特定入所者介護サービス等費	440,380
3 地域支援事業費		272,288
	1 介護予防・生活支援サービス事業費	176,939
	2 一般介護予防事業費	24,464
	3 包括的支援事業・任意事業費	70,885
4 基金積立金		400
	1 基金積立金	400
5 公 債 費		1,400
	1 公 債 費	1,400
6 諸支出金		75,065
	1 償還金及び還付加算金	4,103
	2 繰 出 金	70,662
	3 高額介護サービス費貸付金	300
歳　出　合　計		13,574,754

議案第３９号

令和６年度狭山市後期高齢者医療特別会計予算

予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和６年度狭山市後期高齢者医療特別会計予算

令和６年度狭山市後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算）

１　歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ３，２４１，３２７千円と定める。

２　歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「別表　歳入歳出予算」による。

別表　歳入歳出予算

歳　入　（単位：千円）

款	項	金　額
1 後期高齢者医療保険料		2,715,326
	1 後期高齢者医療保険料	2,715,326
2 繰 入 金		522,277
	1 一般会計繰入金	522,277
3 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
4 諸 収 入		3,723
	1 延滞金、加算金及び過料	101
	2 償還金及び還付加算金	3,620
	3 預金利子	1
	4 雑　入	1
歳 入 合 計		3,241,327

歳　出

（単位：千円）

款	項	金　額
1 総 務 費		66,063
	1 総務管理費	58,959
	2 徴 収 費	7,104
2 後期高齢者医療広域連合納付金		3,166,643
	1 後期高齢者医療広域連合納付金	3,166,643
3 諸支出金		3,621
	1 償還金及び還付加算金	3,620
	2 繰 出 金	1
4 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳　出　合　計		3,241,327

議案第４０号

令和６年度狭山市水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和６年度狭山市水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和６年度狭山市水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）給水戸数	７１，６００戸
（２）年間総給水量	１６，８１３，０００㎥
（３）一日平均給水量	４６，０６３㎥
（４）主要な建設改良事業	
①　浄配水施設耐震化事業	３９２，１００千円
②　老朽管更新事業	７６２，６５７千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入	
第１款　水道事業収益	３，１６２，０２３千円
第１項　営業収益	２，７２７，０２９千円
第２項　営業外収益	４３４，９９３千円
第３項　特別利益	１千円

支　出	
第１款　水道事業費用	３，０３６，８４８千円
第１項　営業費用	２，９８０，３６８千円
第２項　営業外費用	５４，１０９千円
第３項　特別損失	１，３７１千円
第４項　予備費	１，０００千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，２９５，０６９千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額７８，９５２千円、過年度分損益勘定留保資金８４３，７７４千円、減債積立金２２２，３４３千円及び、建設改良積立金１５０，０００千円で補てんするものとする。）。

収　入	
第１款　資本的収入	４１６，５０９千円
第１項　企業債	２００，０００千円
第２項　負担金	１２，２８９千円
第３項　工事寄附金	９１，６３０千円
第４項　水道利用加入金	６２，５２８千円
第５項　設計管理料	６，０６１千円

第６項　固定資産売却代金　１千円

第７項　国庫補助金　４４，０００千円

支　　出

第１款　資本的支出　１，７１１，５７８千円

第１項　建設改良費　１，４８９，２３５千円

第２項　企業債償還金　２２２，３４３千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
施設改良事業費	千円 ２００，０００	普通貸借 又　は 証券発行	４．０％ 以　内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
計	２００，０００			

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、１００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　職員給与費２６１，８１４千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（たな卸資産購入限度額）

第９条　たな卸資産の購入限度額は、５０，５０５千円と定める。

議案第４１号

令和６年度狭山市下水道事業会計予算

予算別冊のとおり

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

令和６年度狭山市下水道事業会計予算

（総則）

第１条　令和６年度狭山市下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第２条　業務の予定量は、次のとおりとする。

（１）水洗化戸数	６０，７３０戸
（２）年間総排水量	１９，１００，０００㎥
（３）一日平均排水量	５２，３２９㎥
（４）主要な建設改良事業	
①　汚水管渠整備事業	１７０，５１２千円
②　汚水管渠改良事業	８６，６４０千円
③　雨水管渠改良事業	２３０，０９０千円

（収益的収入及び支出）

第３条　収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収　入	
第１款　下水道事業収益	３，４８４，５４２千円
第１項　営業収益	２，１４０，３３２千円
第２項　営業外収益	１，３４４，２０９千円
第３項　特別利益	１千円

支　出	
第１款　下水道事業費用	３，２３１，７８８千円
第１項　営業費用	３，０３３，２９８千円
第２項　営業外費用	１９６，９２７千円
第３項　特別損失	５６３千円
第４項　予備費	１，０００千円

（資本的収入及び支出）

第４条　資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額１，３２０，６３３千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額４４，６７９千円、過年度分損益勘定留保資金８９７，００５千円、減債積立金３７８，９４９千円で補てんするものとする。）。

収　入	
第１款　資本的収入	５７９，０５７千円
第１項　企業債	４６０，９００千円
第２項　他会計負担金	３６，６５１千円
第３項　国庫補助金	４８，０００千円
第４項　工事負担金及び分担金	１３，５０５千円
第５項　寄附金	２０，０００千円
第６項　固定資産売却代金	１千円

支　　　　　　　出

第１款　資本的支出　１，８９９，６９０千円

第１項　建設改良費　１，１２０，９９６千円

第２項　企業債償還金　７７８，６９４千円

（企業債）

第５条　起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
下水道整備事業費	千円 ３００，０００	普通貸借 又　は 証券発行	４．０％ 以　内	借入先の融通条件による。ただし、財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
流域下水道整備事業費	１６０，９００	同　上	同　上	同　上
計	４６０，９００			

（一時借入金）

第６条　一時借入金の限度額は、４００，０００千円と定める。

（予定支出の各項の経費の金額の流用）

第７条　予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、営業費用、営業外費用及び特別損失の間の流用と定める。

（議会の議決を経なければ流用することのできない経費）

第８条　職員給与費２２３，３９４千円を、それ以外の経費の金額に流用し、又はそれ以外の経費を職員給与費に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

（他会計からの補助金）

第９条　下水道事業に助成するため、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、４０９，７００千円である。

（たな卸資産購入限度額）

第１０条　たな卸資産の購入限度額は、１７，５９７千円と定める。

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
災害援護資金貸付事業費	3,500	普通貸借	延滞の場合を除き無利子	災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和４８年法律第８２号）に基づき埼玉県が定めた融通条件による。
稲荷山環境センター設備改修事業費	66,000	普通貸借 又は 証券発行	４．０％以内	借入先の融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間を短縮し、若しくは繰上償還し、又は低利に借換えすることができる。
道路修繕事業費	93,400	同　上	同　上	同　上
道路改良事業費	19,100	同　上	同　上	同　上
橋りよう維持保全事業費	22,900	同　上	同　上	同　上
水路改良事業費	26,200	同　上	同　上	同　上
入曽駅周辺整備事業費	1,565,000	同　上	同　上	同　上
狭山市駅加佐志線整備事業費	296,900	同　上	同　上	同　上
旧消防団第４分団第２部車庫解体事業費	14,900	同　上	同　上	同　上
西中学校施設整備事業費	48,300	同　上	同　上	同　上
中学校校舎等改修事業費	542,900	同　上	同　上	同　上
公民館改修事業費	9,000	同　上	同　上	同　上
博物館改修事業費	119,600	同　上	同　上	同　上
臨時財政対策債	145,000	同　上	４．０％以内 （ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	同　上
計	3,149,200			

議案第４２号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記

路線名	起点 終点	重要な経過地
Ｂ第７４５号線	狭山市大字北入曽字中原４２５番８地先 狭山市大字北入曽字中原４６０番１０地先	

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第４３号

市道路線の認定について

下記の路線を市道に認定したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第８条第２項の規定により、議会の議決を求める。

記

路　　線　　名	起　　　　　　　　点 終　　　　　　　　点	重要な経過地
Ｂ第７４６号線	狭山市大字南入曽字前原３８０番１３地先 狭山市大字南入曽字前原３８０番３８地先	
Ｂ第７４７号線	狭山市大字南入曽字前原３８０番４２地先 狭山市大字南入曽字前原３８０番３７地先	

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

開発行為により新設された路線を市道に認定したいので、この案を提出するものである。

議案第４４号

市道路線の廃止について

下記の市道の路線を廃止したいので、道路法（昭和２７年法律第１８０号）第１０条第３項の規定により、議会の議決を求める。

記

<table>
<tr><td rowspan="2">路　　線　　名</td><td>起　　　　　　点</td><td rowspan="2">重要な経過地</td></tr>
<tr><td>終　　　　　　点</td></tr>
<tr><td rowspan="2">Ｆ第１０８１号線</td><td>狭山市大字笹井字西八木２７４９番３地先</td><td rowspan="2"></td></tr>
<tr><td>狭山市大字笹井字西八木２７５８番地先</td></tr>
</table>

令和６年２月２０日提出

狭山市長　小谷野　　剛

提案理由

法人からの道路敷地買取申請により市道の路線を廃止したいので、この案を提出するものである。